

## 3

## 要支援1・要支援2の方が利用できる 介護予防・生活支援サービスについて

要支援1・要支援2の認定を受けた方は、ケアマネジャーと相談しながらご自身やご家族でできること、サービスで利用することなどを含めて介護予防ケアプラン(介護予防サービス計画)を作成し、ケアプランにもとづいたサービスを利用します。要支援1・要支援2の人は施設に入所する施設サービスは利用できません。

訪問を受けて利用するもの	
訪問型介護 A	身体介護を含まない食事・洗濯・買い物などの生活支援をします。(週1回・1回につき235円)
介護予防訪問入浴介護	疾病など特別な理由がある場合に、利用者の自宅に訪問して移動式浴槽を使って入浴を介護します。
介護予防訪問リハビリテーション	利用者の自宅に訪問してリハビリテーションの指導・支援を行いません。
介護予防訪問看護	訪問看護師が訪問し療養上の世話や診療の補助をします。
介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が訪問し療養上の管理や指導をします。

通所して利用するもの	
通所介護 A(ミニデイサービス)	介護予防のために体操など様々な内容を行なう通所支援です。(半日・週1回・1回につき334円)
通所介護 C(短期集中リハビリ)	運動機能や栄養口腔機能の改善のための集中リハビリです。(半日・週1回・6か月間限定・1回につき400円)
介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療施設などで、理学療法や作業療法等を行なう通所リハビリ(デイケア)です。

福祉用具や住宅改修に関するもの	
介護予防福祉用具貸与	福祉用具のうち介護予防に役立つものを貸与します。手すり・スロープ(工事を伴わないもの)、歩行器、歩行補助つえ
特定介護予防福祉用具費の支給	入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費用のうち、一年度に10万円を上限にその購入費を支給します。
介護予防住宅改修費支給	介護予防に役立つ手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。

その他の在宅サービス	
介護予防短期入所生活介護/介護予防短期入所療養介護	介護老人福祉施設や医療施設などに短期入所して受ける日常生活上の支援や機能訓練等です。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所している高齢者に介護予防を目的として行なう日常生活上の支援や介護です。